

会 議 要 旨

- 1 会 議 名 火災予防対策のあり方検討会
- 2 会 議 種 別 市政運営上の会合
- 3 議 題 木造商店街密集地域等における火災予防対策のあり方
- 4 開 催 日 時 令和4年10月24日（月）
15時30分 ～ 17時15分
- 5 開 催 場 所 北九州市消防局 3階 警防本部室
（北九州市小倉北区大手町3番9号）

6 出席者氏名

（構成員：敬称省略）

東京理科大学総合研究院火災科学研究所 教授 小林 恭一

総務省消防庁消防研究センター技術研究部大規模火災研究室

主幹研究官 鈴木 恵子

九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門

准教授 志賀 勉

一般財団法人日本消防設備安全センター企画研究部違反是正支援センター

次長 宇津澤 弥生

旦過市場商店街

会長 黒瀬 善裕

北九州市八幡東消防団

副団長 内村 美由紀

（オブザーバー）

産業経済局 地域経済振興部 商業・サービス産業政策課 1名

建築都市局 指導部 建築指導課 1名

建築都市局 都市再生推進部 空き家活用推進課 1名

（事務局）

北九州市消防局予防部

7 非公開の理由

北九州市情報公開条例第 7 条第 1 号（個人情報）に該当する事項が含まれるため。

8 議事概要

第1回目では、本検討会の開催に至った経緯等について、構成員に共通認識を持ってもらうため、事務局から次の事項について説明を行った。

(1) 火災予防対策のあり方検討会について（資料2）

本検討会の目的、検討会の位置づけ、テーマ、検討事項及びスケジュールについて説明を行った。

(2) 旦過地区火災・枝光本町商店街火災の概要について（資料3）

2度の旦過地区火災及び枝光本町商店街火災の概要説明を行った。

(3) 本市の火災予防対策の現状について（資料4、資料5）

平素から行っている火災予防対策及び令和4年度の市場・商店街火災後の緊急的な対策について説明を行った。

(4) 他都市における先進的な火災予防対策について（資料6、資料7）

名古屋市消防局及び京都市消防局が取り組んでいる市場・商店街や飲食店に対する火災予防対策について説明を行った。

(5) 次回以降の検討事項について（資料8）

第2回検討会及び第3回検討会での検討事項について説明を行った。

9 会議経過

（発言内容）

(1) 火災予防対策のあり方検討会について

構成員の発言なし。

(2) 旦過地区火災・枝光本町商店街火災の概要について

<構成員>

旦過地区火災では、119番自動火災通報システムによる通報があったのか。その効果は。

（事務局）

旦過地区火災では、旦過市場に設置している119番自動火災通報システムからの通報がっており、効果があったと判断される。

(3) 本市の火災予防対策の現状について

<構成員>

平成28年度から119番自動火災通報システムを設置し、木造市場の対策を取ってきているが、今回の火災を踏まえると、更なる対策強化の必要性が生じている。

<構成員>

119番自動火災通報システムによる直接通報の形は、非常に先進的な取り組みであると思う。今後とも普及に取り組んでいただきたい。

<構成員>

4月の巨過地区火災後の特別査察の指導状況は。

(事務局)

特別査察では、消防法違反のある飲食店に対して、違反を是正するように指導をおこなっている。是正に時間を要する場合は、改修計画書を提出するよう指示し、継続して指導を行っている。

(4) 他都市における先進的な火災予防対策について

<構成員>

事務局が説明した火災予防対策の事例は、行政主導（名古屋市）と地域主導（京都市）であり、北九州市はどちらの方向性で考えているのか。

(事務局)

理想は、地域が一体となって、自主的・主体的に取り組むことである。一方で、すぐに実行できることではないので、行政主導で地域が一体となって取り組める環境を作っていくことが大切であると考えている。

<構成員>

高齢化が進むと地域が自主的・主体的に取り組むことが困難になってくる。そのような中で、行政主導の火災予防対策を進めていかざるを得ないので、消防局の負担も増加すると思われる。

<構成員>

確実に初期消火ができるためには、消火訓練で本物の火を消す経験が非常に効果的である。これは、本物の火を消す訓練をした本人だけでなく、その様子を見ている人にも効果的であることが分かっている。実際に火を使って消火訓練をすることを視野に入れているか。

(事務局)

時間的、場所的な制限により困難な場合も多いが、実際に火が使える環境が整えば、実践的な訓練を実施したい。

<構成員>

店舗の所有者等の意識を高めることが重要である。東京都新宿区歌舞伎町では、平成13年に発生した歌舞伎町雑居ビル火災を契機に、警察、消防、建築部局等が一斉に合同査察を実施している。この一斉に連携して実施するということが、意識を高めることに非常に効果があったので、参考にしてほしい。

(5) 次回以降の検討事項について

<構成員>

市場・商店街の火災対策の問題については、火災予防や初期消火も重要であるが、一方で、都市計画やまちづくり等の観点から、市全体で防火対策を検討していくことも必要である。今後、北九州市はこの問題に対して、まちづくりの視点から、どのようにしていくのか、次回に見解を聞かせていただきたい。

10 問い合わせ先

消防局予防部予防課予防係

電話番号 093-582-3836